

令和8年9月16日
旭川開発建設部

特殊車両の取締りを行いました

～違反車両4台の運転手に指導を実施～

旭川開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両4台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

道路は、どんな重さや大きさの車両でも自由に通れるわけではありません。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」（※）に基づき、違反者対策の強化を進めています。

旭川開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 実施日時 | ①令和8年8月25日(火) 13:30～15:30
②令和8年9月 8日(火) 13:30～14:30 |
| 2 | 実施場所 | ①一般国道39号 愛別車両計測所（別紙参照）
②一般国道40号 蘭留車両計測所（別紙参照） |
| 2 | 取締結果 | ①計測車両全3台 うち違反車両2台
警告書（連結違反）1台
警告書（高さ違反）1台
②計測車両全3台 うち違反車両2台
警告書（連結違反）1台
措置命令書（高さ違反）1台 |

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の申請手続については、お気軽に申請窓口(札幌開発建設部：011-611-4160)までご相談ください。

(※)「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 公物管理課

課 長 深澤 栄太郎 (0166-32-2072)

上席専門官 東森 和也 (0166-32-1649)

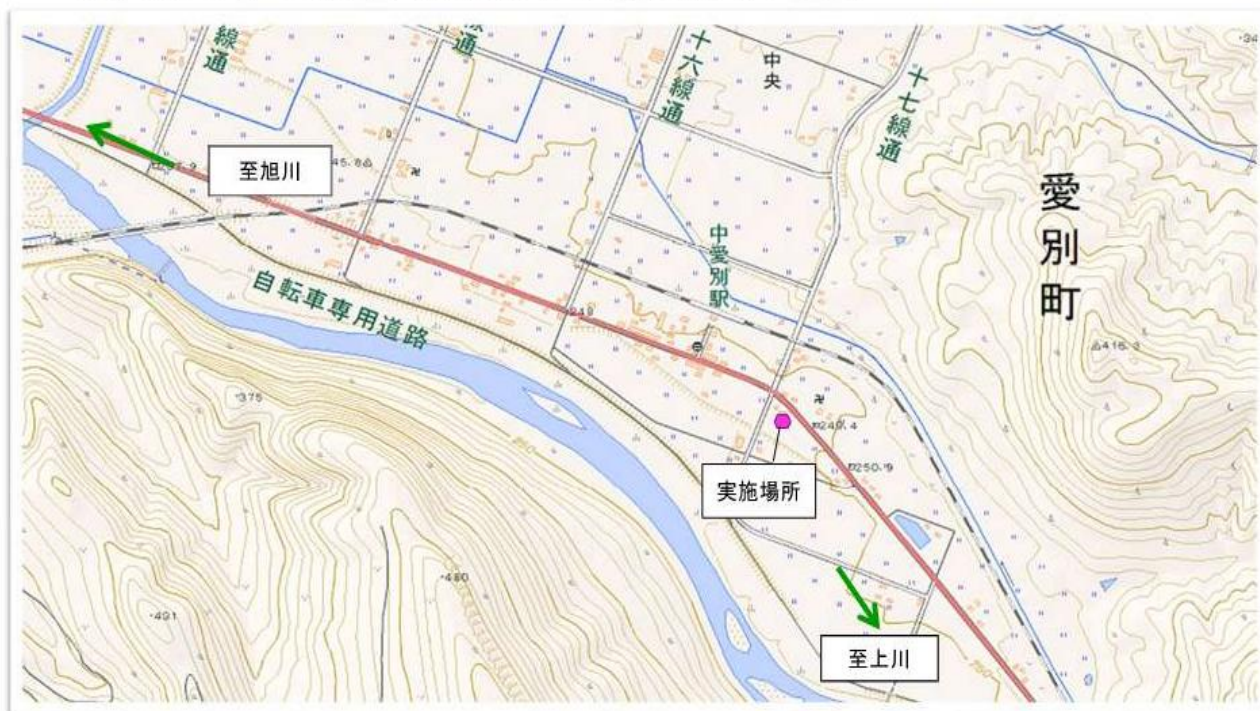
旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 X(旧 Twitter) https://x.com/mlit_hkd_as



●実施場所

一般国道39号 愛別車両計測所(上川郡愛別町字中央)



出典: 国土地理院WEB

別紙

一般国道40号 蘭留車両計測所(上川郡比布町北12線)

地理院地図
GSI Maps

出典: 国土地理院WEB

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

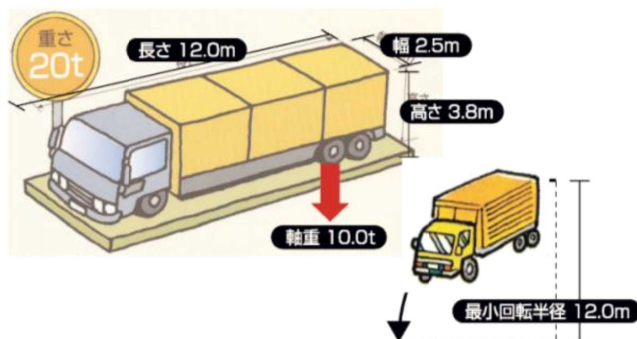
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法で定められています**。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

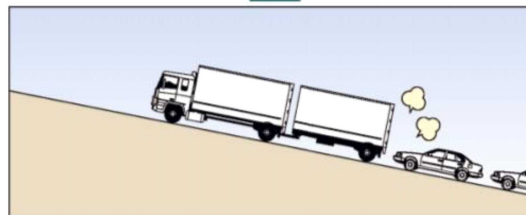
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを
妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや
わだちなどの発生。

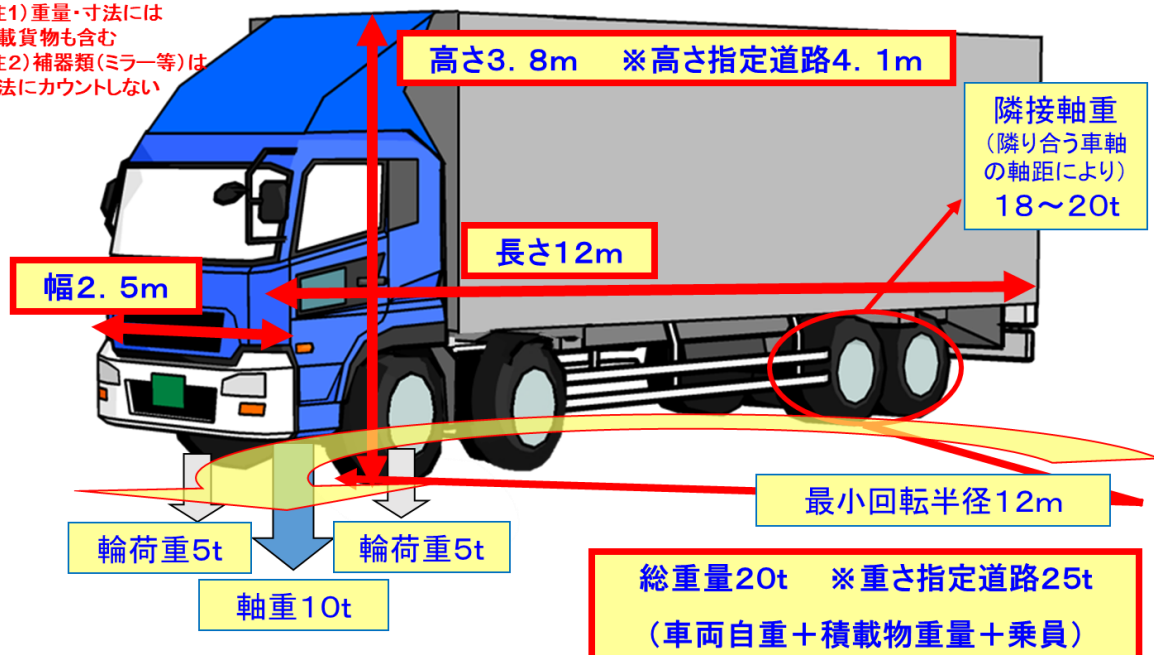


●舗装のひび割れの様子。

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R8.4.1時点)

1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

(注1)重量・寸法には
積載貨物も含む
(注2)補器類(ミラー等)は
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、
通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

2 特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

①特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkd-sp-info-tokusya@ki.mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目(4階北側)

②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局 (関東地方整備局内：土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@ki.mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要！】

特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版) 【制度や手続等。必携です！】

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

特車ポータルサイト
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

③特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て) 特車登録センター

特車登録センター ((一財)道路新産業開発機構 (HIDO) ※

HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

土日祝除く9:00~17:30 ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948 (トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/> 【即日通行が可能です！】